

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下、「当連盟」という)の役員、委員、合宿に参加する選手・コーチ、事務局職員、及びこれに準ずる当連盟外の者の旅費の支給について定める。

(出張、選手団派遣の決定)

第2条 業務で出張する場合は、出張伺い書に所要事項記入の上、以下の所定の手続きを経なければならぬ。

区分	手続き
強化部員等	所属部門長の命令又は承認
事務局員等	事務局長の命令又は承認

2 選手団派遣については、競技委員会の決定による。

(旅費の区分)

第3条 この規程により支給する旅費の区分は次のとおりとする。

- (1) 出張旅費
- (2) 選手団派遣旅費

(旅費の内容)

第4条 旅費の内容は次のとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料
- (3) 日当
- (4) 滞在費

(旅費の計算)

第5条 旅費の計算は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合を基準として計算する。但し、特に指示のあった場合及び天災・事変などやむを得ない事情により、順路により難しい場合には、その現状によった順路及び方法による。

(交通費)

第6条 交通費は全て次に定める実費を支給する。

- (1) 勤務地又は居住地最寄駅から用務地最寄駅間の経済的な通常の経路及び方法により計算した鉄道運賃
- (2) 普通車急行・特急料金
- (3) 航空賃(エコノミークラス)
- (4) 船賃(スタンダードクラス)
- (5) 車賃

(日当及び宿泊料)

第7条 国内出張については別表に定める額の日当及び宿泊料を支給する。ただし、日当については、片道100km以上の出張の場合に支給する。

- 2 日当は出張日数に応じ支給する。
- 3 宿泊料は宿泊日数に応じ支給する。
- 4 同一地域に14日以上滞在する場合の日当は次のとおりとする。
 - ① 出発日から起算して13日間は定額
 - ② 出発日から起算して13日を超える期間に対しては定額の8割

(滞在費)

第8条 海外出張については別表に定める額の滞在費を支給する。

2 滞在費は滞在日数に応じて支給する。

3 滞在費として宿泊料及び日当を支給する。日当には食事代、サービス料、日常雑費を含むものとする。

(他より旅費の支給のある場合等)

第9条 他の機関、団体等より出張者に対して旅費が支給される場合は、この規程による旅費を減額または支給しない。

(旅費の請求及び精算)

第10条 旅費の請求は、所定の書類に必要事項を記載し、路線検索結果など算出根拠がわかる資料を添付のうえ、事務局に提出しなければならない。旅費の精算は、当該出張が完了した日から原則7日以内に行わなければならない。

(改廃)

第11条 この規程は理事会の決議により変更することが出来る。

附則

1 本規程は2013年(平成25年)5月30日から施行する。

2 2014年(平成26年)5月22日 一部改正

3 2015年(平成27年)9月16日 一部改正

4 2019年(令和元年)9月17日 一部改正

別表

出張旅費

国内出張		海外出張	
日当	宿泊料	滞在費(日当)	滞在費(宿泊料)
1,000円	※ 実費	5,000円	※※ 実費

※ 12,000円以内

※※ 20,000円以内

選手団派遣旅費

	国内派遣	海外派遣
国内移動日当	1,000円	1,000円
宿泊費	※ 実費	—
滞在費(日当)	—	2,000円
滞在費(宿泊料)	—	※ 実費
車賃(レンタカー)	実費	実費

※ 12,000円以内

宿泊料については連盟が宿泊施設に直接に支払うことを原則とする。